

(No. 1)

平成16年度総合評価一般競争入札に関する評価項目、評価点及び評価内容

評価項目			評価点	評価内容		微収書類	加点方式	確認（企画提案内容の担保）方法等
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細			
(1) 価格評価		62	62	総合評価の結果、落札予定者の入札金額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、低入札調査を実施し適正な履行の確保が可能か否かを判断する。	①低入札調査基準価格以下の金額で入れを行った者の価格評価点を一律最高点（62点）とする。 →低入札調査基準価格以下の金額で入札を行った者の価格評価点は生じない。 ②低入札調査基準価格を超える金額で入札を行った者の価格評価点は、当該入札金額を低入札調査基準価格で除し補正率を算出し、価格評価点の最高点に補正率を掛け算出する。	入札書	左記の評価内容の詳細による	
(2) 技術的評価	①研修体制	10	10	①技術力向上のための研修制度等の設置	①研修規定の整備状況及び内容、過去1年間の研修実施の有無及び研修内容を総合的に評価する。 ②契約期間中（平成16年8月末日までに実施）の研修計画の有無及び研修内容を評価する。 ③知的障害者の雇用を実現するための支援体制の提案の有無（過去からの取組みも含む） 1. 専任支援者の配置 2. 就業支援 3. 個々の適性に応じた配置 4. 運動会等のサポート体制 5. その他 及び提案内容を評価する。	①一研修規定 ②研修実績報告書 (様式1) ③研修実施計画書 (様式2) ④知的障害者就業支援企画書 (様式3)	① 研修規定の有無及び内容、過去1年間の研修実施の有無及び内容（3点） ② 研修計画の有無及び内容（3点） ③ 支援体制の企画内容（総点4点） I 1の専任支援者の提案の有無及び内容（2点） II 2～5の提案の有無及び内容（2点） ※ 1の専任支援者の配置については特定項目として、当該項目の評価点が得られない	① 研修実施報告の事実確認→受講修了証及びカリキュラム等の提出 ② 研修計画の履行の実施担保一仕様書に規定、研修実施報告書、受講修了証及びカリキュラム等の提出 ③ 1 研修支援事業の周知一入札説明会で担当部局より説明 ④ 2 企画内容の実施担保一仕様書に規定、支援状況報告書の提出
	②品質保証への記述		16	①苦情処理体制	①苦情処理マニュアル等の整備状況を評価する。	①苦情処理マニュアル等	①苦情処理マニュアル等の有無及び内容（2点）	①苦情処理マニュアル等の実施担保一仕様書に規定
			2					
			4	②自主検査体制	①自主検査体制の整備状況を評価する。 ②当該業務における自主検査体制の方法を評価する。	①自主検査体制規定等 ②当該業務における自主検査体制企画提案書	① 自主検査体制の規定の有無及び内容（2点） ② 自主検査体制企画提案書（当該業務分）の有無及び内容（2点）	② 自主検査計画の担保一仕様書に規定、検査実施報告書等の提出

平成16年度総合評価一般競争入札に関する評価項目、評価点及び評価内容

評価項目		評価点	評価内容		微収書類	加点方式	確認（企画提案内容の担保）方法等		
分類	細分類	総点	個別点	項目	詳細				
(3) 公共性（施策反映）評価	①福祉への配慮（行政の福祉化）	16	8	①知的障害者の就業状況	①当該清掃実施施設の規制に応じた知的障害者の配置人数の基準を算出し、就業・配置予定人数（平成16年9月1日までに実施）に応じて評価する。	①知的障害者就業予定期報告書（様式4）	①就業（予定）者数に応じて評価 ・既存雇用者の現場配置、新規雇用の現場就業及び重度知的障害者（認定A）の現場配置状況に応じて配点評価（8点）	・知的障害者就業目標人員については、各発注機関の算定人員の10%以上とする ・知的障害者の確認方法→療育手帳等（写し）の提出 ・評価時の就業率の維持及び確認→変更の都度、報告書の提出 ・就業予定期報告書等の担保→仕様書に規定	
				②就職困難者の雇用状況等	I 各種就労支援事業を活用した新規雇用	①就職困難者等に対する各種就労支援事業 1. 地域就労支援センター 2. 障害者就業・生活支援センター 3. 母子家庭等就業・自立支援センター 4. ホームレス自立支援センターの活用による就職困難者の新規雇用（平成16年6月1日から平成16年9月1日の間に、新たに雇用する者。ただし、同一の入札参加者が複数の物件への入札に参加する場合は、物件ごとに雇用することを条件とする。又、過去1年以内に入札参加者に雇用されていた労働者を除く。）を評価する。	①就職困難者等雇用計画書（様式5-1）	予備点数→評価点数 0点→0点、1~2点→1点、3~4点→2点、5~6点→3点、7~8点→4点、9~10点→5点、11~12点→6点、13~15点→7点、16~19点→8点	・就労支援事業による雇用の確認→計画書に紹介機関名を記載 ・評価時の雇用者の維持及び確認 →就職困難者等雇用確認書（様式5-2）の提出を求め確認 ・雇用予定期報告書等の担保→仕様書に規定 ・就労支援事業の周知→入札説明会で担当部局より説明
				II 地域就労支援事業に対するこれまでの協力度	①入札参加者の地域就労支援センター（上記Iの①の活用（平成15年7月1日以後に雇用し、平成16年4月1日現在において雇用を継続している者）による就職困難者の雇用者数に応じて評価する。	①就職困難者等雇用報告書（様式6）	雇用者数に応じて加点（予備点3点） ・1~2名→1点 3名→3点	・就労支援事業による雇用の確認→報告書に紹介機関名、雇用者の氏名を記載 ・就労支援事業の周知→入札説明会で担当部局より説明	
				III 障害者雇用に対するこれまでの取組	①入札参加者の障害者雇用率（平成16年4月1日現在）に応じて評価する。	①障害者雇用状況報告書	障害者雇用率に応じて加点（予備点5点） 1. 8~2. 7%→1点、2. 7~3. 6%→2点、3. 6~4. 5%→3点、4. 5~5. 4%→4点、5. 4%~→5点、	・雇用状況報告書を訂正（平成16年4月1日現在）の上、提出を求める	
				IV 母子家庭の母に対するこれまでの取組	①入札参加者の雇用雇用者数に占める母子家庭の母の雇用率（平成16年4月1日現在）に応じて評価する。	①母子家庭の母の雇用状況報告書（様式7）	母子家庭の母の雇用率に応じて加点（予備点5点） 0. 7~1. 0%→1点、1. 0~1. 5%→3点、1. 5%以上→5点（予備点5点）	・母子家庭の母の入札参加者の確認→入札参加者が平成16年4月1日で把握している員数 ・母子家庭の母の定義周知→入札説明会で担当部局より説明	
				①環境への取組	①入札参加者の環境への配慮（1. 環境ISOの取得状況、2. 環境活動評価プログラムによる環境管理）を評価する。	①環境ISO登録証 ②環境ISOの申請中である旨の証明書 ③環境活動評価プログラム登録証明書	予備点数→評価点数 0点→0点、1点→1点、2点→2点、3~4点→3点、5~6点→4点、7~8点→5点、9~10点→6点	・登録等申請中の者の扱い→環境ISO認証機関の審査申込受領者及び環境活動評価プログラム届出受領者を評価対象とする。 ・環境活動評価プログラムの周知→入札説明会で担当部局より説明	
				②再生品の使用	①当該業務に使用する資機材における再生品（既に仕様書等に再生品の使用が義務付けられている資機材は除く）の使用状況を評価する。	①資機材等再生品使用状況報告書（様式8）	使用状況（当該業務に使用する資機材に限定）に応じて加点 1品目使用→1点 2品目以上使用→2点（予備点2点）	・再生品の範囲→エコマーク商品、又はP E Tボトルリサイクル推奨マーク商品 ・資機材の再生品等の確認→報告書と商品カタログの対応	
				③低公害車等の導入	①グリーン配送適合車（低公害車及び京阪神6府県市指定低排出ガス車等）の使用予定（作業現場への資機材等の搬入時）を評価する。 ②低公害な車（低公害な車及びそれ以外のガソリン車・LPG車等）導入状況を評価する。	①資機材等搬入時使用予定期自動車報告書（様式9） ②低公害車等導入状況報告書（様式10）	導入及び使用状況に応じて加点 グリーン配送適合車での資機材の搬入→2点、低公害な車の導入率5ポイント以上→1点（予備点3点）	・グリーン配送適合車の確認方法→車検証の写し又は大阪府（大阪市）グリーン配送適合車届出書 ・グリーン配送適合車の使用の担保→仕様書に規定 ・グリーン配送適合車の使用確認方法→資機材等の搬入時に確認 ・低公害車の確認方法→低公害車等導入状況報告書と車検証の対応	
				合計	100	100			